

東福寺駅自転車駐車場の整備及び管理運営を行う占有事業者の募集要項

京都市では、これまでから、東福寺駅周辺の放置自転車対策として、無料駐輪場（収容台数105台）を設置するとともに、定期的な撤去に取り組んでいます。

しかし、現状の無料駐輪場には、出入口付近に集中して駐輪されるなど自転車が無秩序に置かれ、長期滞留自転車の発生などにより、適正な利用が困難となっています。さらに、駐輪場に入りきらない自転車が周辺に放置され、車両や歩行者の通行の妨げとなっています。

この度、こうした状況の解消を図るため、東福寺駅無料駐輪場の再整備を行い、運営管理を実施する事業者を下記のとおり募集します。

1 概要

(1) 内容

事業者は、駐輪場の案内板、照明、地下埋設配線を含む駐輪器具等の全てを整備していただくとともに、その後の管理運営を行っていただきます。

(2) 場所

※別紙1のとおり

東福寺無料駐輪場（京都市東山区本町13丁目）

(3) 整備予定台数

80台以上（自転車のみ）

(4) 供用開始日

平成22年10月【予定】（九条跨線橋耐震補強工事完了後）

(5) 事業期間

本年度より15年間（ただし、道路占有許可については、5年ごとに更新手続きをしていただくこととなります。）

2 駐輪場事業の内容

事業者は、本市から道路占有許可を受け、駐輪場を整備し、一体的に管理運営を行います。

(1) 事業者が行う業務の範囲

ア ラック、柵、案内板、照明、料金徴収施設等（以下「駐輪器具等」という。）の全ての整備及び維持管理

イ 料金徴収など駐輪場の管理運営全般

ウ 管理運営上、発生するトラブルへの対応

エ 駐輪場内とその周辺における巡回及び清掃活動

オ 自転車利用者への駐輪指導及び利用案内

カ 有料化までの仮設駐輪場の管理（耐震補強工事完了後から有料化まで）

キ 有料化に伴う仮設駐輪場の閉鎖作業（案内・誘導を含む）

(2) 提案にあたっての基本的条件

ア 24時間利用可能な駐輪場とします。

イ 別紙1にある駐輪場設置場所に駐輪間隔45cm以上の確保を条件とし、80台以上の駐輪場を整備してください。

- ウ 利用種別について、定期の鉄道利用者が多いと思われるため、一時利用のみでなく、できるだけ定期利用者へのサービスについても検討してください。（電子マネー対応、プリペイドカード、回数券等の採用も可能です。）
- エ 料金設定は、周辺の駐輪場を参考に、利用者のニーズに応じた時間制を採用するなど、事業者から提案いただいたうえで、本市と協議して決定します。
- オ 駐輪器具等の設置、維持修繕及び管理運営に係る一切の経費を負担していただきます。
- カ 利用者からの利用料金は、事業者の収入とします。
- キ 駐輪場の管理運営方法は、有人、無人の機械式を問いませんが、自転車の前輪や車体の一部を固定する器具等によるものとしてください。
ただし、有人の場合、駐輪場整備予定箇所内への事務所設置は認めないため、事業者負担により、道路外での設置を検討してください。
無人の機械式の場合には、緊急時や利用者への対応等のため、連絡体制及び巡回体制を構築してください。
- ク 駐輪場内は、実情に応じた頻度で清掃を行い、常に良好な状況を維持してください。
- ケ 駐輪場整備に必要な地下埋設管は、事業者で整備し、維持管理についても事業者の責任で対応するものとするが、その財産は本市に帰属するものとします。
- コ 長期駐輪及び不正駐輪に対する取扱いについて、明らかにするとともに、駐輪場内に対応内容を掲示してください。
- サ 料金徴収施設等の整備について、必要がある場合は事業者の負担で通信回線を繋げてください。通信の対応方法については提案してください。
- シ 占用する駐輪器具等については、本市都市計画局市街地景観課と協議調整のうえ、景観手続きを実施してください。
- ス 道路占用許可については許可期間が5年以内となりますので、事業を継続していただくためには、更新の手続きが必要となります。なお、事業期間が満了した場合又は事業者の自己都合などにより事業を廃止した場合は、事業者により駐輪器具等を撤去し、道路を原状に回復することとなります。この場合の費用は、占用者の負担とします。
- セ 事業者は、京都市道路占用条例に基づく道路占用料を本市に納付することとなります。道路占用料については、近傍類似の土地の価格を基に決定します。占用料は、駐輪場の有料化を開始する時点から徴収します（必要に応じて、見直す場合があります）。
なお、現在のところ、道路占用料は、年間約50万円（概算）となる見込みです。
- ソ 占用期間中であっても、道路工事等、公益上やむを得ないと認められるときは、道路法の規定により、この許可を取り消し、許可条件を変更し又は占用物件の改築、移転及び除却もしくは原状回復を命じることがあります。この場合の費用は、占用者の負担とします。
- タ 耐震補強工事完了後から有料化までの間、仮設駐輪場の管理について対応してください。
また、有料化の供用開始に合わせ、仮設駐輪場を閉鎖する必要があるため、現地での閉鎖作業だけでなく、閉鎖案内及び有料駐輪場への誘導など、事前の周知についても対応してください。
- チ 工事の着手前には、工事方法、工程等を本市に連絡し、承認を受けてください。また、地元及び警察などの関係機関との調整を必ず行ってください。

- ツ 駐輪場の利用案内については、供用開始前から実施するよう努めてください。
- テ 事業者のノウハウを活用した放置自転車対策（啓発活動・キャンペーン等）については、具体的に提案してください。
- ト 駐輪場整備の他に、東福寺駅周辺の放置自転車防止に寄与する業務について、具体的に提案してください。
- ナ 駐輪場の立地条件を踏まえた独自の安全管理について、具体的に提案してください。

(3) 提案項目

- ア ラック・料金徴収施設の機能について
- イ ラック・料金徴収施設の維持管理について
- ウ 利用料金の設定について
- エ 管理人の配置について（人数・時間・巡回頻度など）
- オ 緊急時の対応について（機器の故障・クレームの対応など）
- カ 広報及び啓発活動（ポスター・チラシ・パンフレット作成及び独自のキャンペーン活動など）について
- キ その他放置自転車防止に寄与する業務について
- ク 施設の安全管理について

3 その他の事項

- (1) 周辺市道の放置自転車の撤去については、定期的に本市が対応します。
ただし、自転車の車体の一部が占用区域にかかる場合は撤去しません。事業者において対応してください。
- (2) 駐輪場の利用料収入、利用者数などの毎月の利用状況については、本市の要請に従い定期的に報告してください。
- (3) 個人情報保護法及び関係法令を遵守してください。
- (4) 本市が承認した提案項目については、必ず実施してください。
- (5) 事業者は本市と協定を締結したうえで事業を実施してください。

4 応募資格に関する事項

(1) 応募者の資格

応募できる者は、法人その他の団体で、当該施設の管理運営を行ううえで、人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次に掲げる資格を有するものとします。

なお、複数の法人等が構成するグループで応募する際には、全ての構成員が応募の資格を有する必要があります。また、グループの代表となる法人等を定め、本市への質疑や書類の提出等は当該代表法人が行ってください。

ア 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

ウ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 団体又はその代表者が事業者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

オ 団体又はその代表者が次に掲げるものを滞納していないこと。

(ア) 所得税又は法人税

(イ) 消費税

(ウ) 本市の市税

カ 次に掲げる団体でないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(イ) 代表者又は役員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である団体

(ウ) 団体の経営に暴力団員が実質的に関与している団体

(エ) その他事業者としてふさわしくない団体

キ 有料の駐輪場について、整備又は管理運営の実績があること。

(2) 失格事項

次の要件に該当した場合は選定審査の対象から除外します。

ア 選定審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ その他不正行為があったと認められる場合

5 応募方法

(1) 公募説明会・現場説明会

ア 公募説明会：平成22年6月30日（水）午前10時～

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所寺町第2会議室

説明会参加希望者は、平成22年6月28日（月）午後5時までに公募説明会参加申込書〔様式7〕を建設局土木管理部自転車政策課へ持参、郵送又はFAXにて提出し

てください。

イ 現場説明会：実施する予定はありません。

(2) 質問事項の受付及び回答方法

ア 質問事項受付期間

平成22年7月1日（木）～平成22年7月7日（水）

イ 提出場所

京都市建設局土木管理部自転車政策課（京都市役所北庁舎3階）

FAX 075-213-0017

ウ 提出方法

質問票〔様式8〕に記入のうえ、平成22年7月7日（水）午後5時までに持参、郵送又はFAXにて提出してください。

なお、電話及び口頭による質問にはお答えできません。

エ 回答

平成22年7月12日（月）を目途に回答を、自転車政策課及び京都市ホームページにおいて公開します。

アドレス：http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-2-4-0-0_15.html

京都市トップページ→市の組織→建設局→各課の窓口→自転車政策課
→広報資料・お知らせ→22年度

(3) 提案書の受付

ア 受付期間

平成22年7月13日（火）～平成22年7月20日（火）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 受付場所

京都市建設局土木管理部自転車政策課（京都市役所北庁舎3階）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL 075-222-3565 FAX 075-213-0017

ウ 受付方法

提出書類を持参または郵送により提出してください。

郵送の場合、平成22年7月20日（火）《必着》

エ 提出書類

提出部数（正本1部 写し2部 合計3部）

- (ア) 東福寺駅自転車駐車場の整備及び管理運営を行う道路占用者選定申請書〔様式1〕
- (イ) 誓約書〔様式2〕
- (ウ) 法人の概要〔様式3〕
- (エ) 駐輪場整備（類似施設含む）及び管理運営実績〔様式4〕
- (オ) 公募提案書〔様式5〕
- (カ) 事業計画書〔様式6〕
- (キ) 償還計画表（収支試算表）〔任意様式〕
- (ク) 事業者の概要・財務状況等に関する書類・・・・・・（各様式任意）

※ 法人でない場合、提出できない書類も含まれますが、できるだけ類似の資料を提出してください。

a 沿革

既存のものでも可。ただし、時系列で記載し、事業内容についても具体的に記入されたもの。

b 代表者の履歴

c 役員名簿

既存のものでも可。ただし、他法人の理事との兼職がある場合は、法人名と役職を記載する。

d 法人運営に関する資料

経営理念・方針とその実現，経営の効率化や透明性の確保，管理・チェック体制などがわかる資料を添付する。

e 監査指摘等の状況

過去3年間の法人監査指摘状況及び改善状況をすべて記載する。

f 定款又は寄附行為

最新のもの

g 法人登記簿謄本

現在事項全部証明書，応募申込日前3箇月以内に発行されたもの。

h 印鑑証明書

応募申込日前3箇月以内に発行されたもの。

i 決算書類

最近3年間の決算書類。

法令等に基づき作成された決算書類，財産目録等事業報告書一式及び決算付属明細表，現在経営（運営受託施設を含む）施設の決算書類も含む。

j 納税証明書等

平成22年4月1日以降に発行された直近2年分の原本。

(a) 国税（法人税及び消費税）

未納のないことの証明書

(b) 市税（本市に事業所がある場合，法人市民税及び固定資産税）

(4) 応募に関する留意事項

ア 応募書類の取扱

(ア) 応募者の提案は1件に限ります。

(イ) 応募書類は，理由の如何を問わず，返却しません。

(ウ) 京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き，公開することがあります。

(エ) 提出期限後において，提出された書類の内容を変更することはできません。

(オ) 本市が必要と認め，追加書類の提出を求める場合があります。

(カ) 本市が必要と認める場合，応募書類等の提出後に，応募者に対してヒアリングを実施することがあります。

(キ) 事業者からの質問に対し，本市の回答の内容を了解のうえ応募してください。

イ 費用負担

応募に関して必要となる費用は，応募者の負担とします。

ウ 著作権の帰属等

応募書類の著作権は応募者に帰属します。

ただし，本市の指定候補者の選定の公表等必要な場合には，応募書類の内容を無償で使用できるものとします。また，事業計画等の応募書類の内容及び指定候補者の選定結果を公表する場合があります，応募者はこれに対して異議を申し立てることができません。

なお，応募書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

エ 資料の取扱い

本市が提供する資料は，応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また，

この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

6 選定方法

(1) 選定委員会

事業者は、行政等で構成する「自転車駐輪場整備・管理運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により選定されます。

(2) 選定の審査基準

事業者を選定する基準は、整備能力、維持管理能力、管理運営能力等を以下の事項に従って、総合的な観点から、公平かつ客観的に審査し、選定します。

ア 駐輪場の維持管理・運営等を安定的に行うことができる経済的及び技術的能力を有していること。

イ 駐輪場の利用について安全、快適な利用が確保されていること。

ウ 利用者へのサービス向上が図られるものであること。

エ 本市の放置自転車対策についての協力が示されていること。

オ その他駐輪場を適正に管理することが可能であること。

(3) 第1次審査（書類審査）

書類審査を経て、3者程度を選考し、第2次審査を行います。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション）

放置自転車対策と提案内容について強調したいことをアピールしてください。

提出書類、プレゼンテーションの内容及び質疑に基づき審査します。

日時については、平成22年7月27日（火）以降別途連絡します。

1者あたり40分程度（説明15分、質疑25分）を予定しています。

参加人数は、3名までとさせていただきます。

(5) 事業者決定

第1次審査と第2次審査の点数を合算のうえ、事業者を決定します。

選定委員会の審査結果に基づき、平成22年8月上旬に選定事業者に通知するとともに、公表します。